

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年4月15日 京都地方法務局舞鶴支局 登記官 三浦 一
記

意見又は資料の提出先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

京都地方法務局不動産登記部門 地図整備室

担当者 小川（おがわ）、大野（おおの）

電話番号 075-231-0243（直通）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
第1304-2021-0068号	舞鶴市字田井小字寺ノ上10016番1	墓地	66m ²
第1304-2021-0069号	舞鶴市字田井小字寺ノ上10016番2	墓地	142m ²
第1304-2021-0070号	舞鶴市字田井小字寺ノ上10016番3	墓地	168m ²
第1304-2021-0071号	舞鶴市字田井小字寺ノ上10016番4	墓地	1044m ²
第1304-2021-0072号	舞鶴市字田井小字寺ノ上10016番5	墓地	115m ²